

工事は必ず指定工事店で

定められている基準に合った設備

市では、水洗トイレへの改造工事を含む排水設備の工事や、一度行った工事の増設、改造、修繕等の工事が適正な価格と技術的に正しくできるように排水設備指定工事店を定めています。

排水設備指定工事店は、法律や条例で定められている基準に合った設備をつくるために必要な技術を習得しています。市は、その指導と工事の完了検査を行います。排水設備指定工事店以外の工事店が工事すると、工事のやり直しや罰則が科せられますので注意してください。



故障の場合

水洗トイレ等の詰まりは、市販されている「ラバーカップ」を使えば直りますので、備えておくとよいでしょう。

それでも直らないときは、お宅の工事を行った指定工事店にご連絡ください。

